

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年6月25日(2009.6.25)

【公表番号】特表2009-514786(P2009-514786A)

【公表日】平成21年4月9日(2009.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2009-014

【出願番号】特願2008-521643(P2008-521643)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/194	(2006.01)
A 6 1 P	19/10	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	1/12	(2006.01)
A 6 1 K	33/10	(2006.01)
A 6 1 K	33/08	(2006.01)
A 6 1 P	15/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/194
A 6 1 P	19/10
A 6 1 P	13/12
A 6 1 P	1/12
A 6 1 K	33/10
A 6 1 K	33/08
A 6 1 P	15/12

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月8日(2009.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クエン酸カリウム、クエン酸、並びに炭酸カルシウム、水酸化カルシウム、酸化カルシウム、及びこれらの任意の組み合わせからなる群から選択される成分の混合物を含む、組成物。

【請求項2】

前記混合物が粉末混合物である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

該クエン酸カリウムが、約10mEq～約40mEqのレベルであり、該炭酸カルシウムが、約10mEq～約40mEqのレベルであり、クエン酸が、約20mEq～約100mEqのレベルである、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記組成物が、約20mEqのクエン酸カリウム、約20mEqの炭酸カルシウム、及び約20mEqのクエン酸を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

更にクエン酸の形態で0.17～1.34mEqのクエン酸塩を有する、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

更に甘味料を含む、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記甘味料が人工甘味料である、請求項 6 に記載の組成物。

【請求項 8】

該組成物が溶液の形態である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 9】

該溶液が水溶液である、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

該組成物が懸濁液の形態である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 11】

クエン酸カリウム、炭酸カルシウム、及びクエン酸を含み、水に溶解すると、カリウム、カルシウム及びクエン酸塩の水溶液を、2 : 1 : 1 . 3 3 ~ 2 : 1 : 2 . 6 7 の範囲のカリウム : カルシウム : クエン酸塩のモル比でもたらす、粉末混合物。

【請求項 12】

該クエン酸カリウムが、約 1 0 m E q ~ 約 4 0 m E q のレベルであり、該炭酸カルシウムが、約 1 0 m E q ~ 約 4 0 m E q のレベルであり、クエン酸が、約 2 0 m E q ~ 約 1 0 0 m E q のレベルである、請求項 1 1 に記載の粉末混合物。

【請求項 13】

約 2 0 m E q のクエン酸カリウム、約 2 0 m E q の炭酸カルシウム、及び約 2 0 m E q のクエン酸を含む、請求項 1 2 に記載の粉末混合物。

【請求項 14】

更にクエン酸の形態で 0 . 1 7 ~ 1 . 3 4 m E q のクエン酸塩を有する、請求項 1 2 に記載の粉末混合物。

【請求項 15】

2 : 1 : 1 . 3 3 のカリウム : カルシウム : クエン酸塩のモル比を有する、請求項 1 1 に記載の粉末混合物。

【請求項 16】

動物における骨粗鬆症若しくは腎結石又はその両方を処置又は予防するための組成物であって、クエン酸カリウム、クエン酸、並びに炭酸カルシウム、水酸化カルシウム、酸化カルシウム、及びこれらの任意の組み合わせからなる群から選択される成分の混合物を含み、前記組成物が、2 : 1 : 1 . 3 3 ~ 2 : 1 : 2 . 6 7 の範囲のカリウム : カルシウム : クエン酸塩のモル比を有する、組成物。

【請求項 17】

該動物がヒトである、請求項 1 6 に記載の組成物。

【請求項 18】

該ヒトが閉経後の女性である、請求項 1 7 に記載の組成物。

【請求項 19】

前記組成物が経口投与されることで特徴付けられる、請求項 1 6 に記載の組成物。

【請求項 2 0】

該動物が慢性下痢症候群を呈する、請求項 1 6 に記載の組成物。

【請求項 2 1】

該組成物が、2 : 1 : 1 . 3 3 のカリウム : カルシウム : クエン酸塩のモル比を有する、請求項 1 6 に記載の組成物。

【請求項 2 2】

動物における骨粗鬆症若しくは腎結石又はその両方を処置又は予防するための組成物であって、2 : 1 : 1 . 3 3 ~ 2 : 1 : 2 . 6 7 の範囲のカリウム : カルシウム : クエン酸塩のモル比を有する、クエン酸カリウム及びクエン酸カルシウムの混合物を含む、組成物。

【請求項 2 3】

該動物がヒトである、請求項 2 2 に記載の組成物。

【請求項 2 4】

該ヒトが閉経後の女性である、請求項 2 3 に記載の組成物。

【請求項 2 5】

前記組成物が経口投与されることで特徴付けられる、請求項 2 2 に記載の組成物。

【請求項 2 6】

該動物が慢性下痢症候群を呈する、請求項 2 2 に記載の組成物。

【請求項 2 7】

該組成物が、2 : 1 : 1 . 3 3 のカリウム : カルシウム : クエン酸塩のモル比を有する、請求項 2 2 に記載の組成物。